

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類
金 銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する
事項及びその総額
当行普通株式1株につき金11円
総額8,172,102,070円

なお、昨年12月に中間配当金として9円をお支払いいたしましたので、年間にお支払いする配当金は1株につき20円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

1 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金
30,000,000,000円

2 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金
30,000,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役佐久間英利、米本努、田島優子、高山靖子の4名は本総会終結の時をもって任期が満了し、取締役稲村幸仁は本総会終結の時をもって辞任されますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	さくま ひでとし 佐久間 英利	再任 取締役頭取（代表取締役）
2	よね もと つとむ 米 本 努	再任 取締役専務執行役員
3	やま ざき きよ み 山 崎 清 美	新任
4	あわ じ むつみ 淡 路 睦	新任
5	た しま ゆう こ 田 島 優 子	再任 社外役員 取締役（社外取締役）
6	たか やま やす こ 高 山 靖 子	再任 社外役員 取締役（社外取締役）

候補者
番号

1

さくま ひで とし
佐久間 英 利

1952年10月1日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1976年4月 当行入行
2003年6月 同取締役 経営企画部長
2006年6月 同取締役常務執行役員 本店営業部長
2007年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当
2009年3月 同取締役頭取（現任）

62,212株

取締役候補者とした理由

2003年6月より取締役に就任、2009年3月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

よね もと つとむ
米 本 努

1964年7月9日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1987年4月 当行入行
2014年6月 同経営企画部長
2016年6月 同執行役員 営業支援部長
2017年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当
2018年6月 同取締役常務執行役員
グループCBO（最高営業責任者）営業本部長
2019年6月 同取締役専務執行役員
グループCSO（最高企画責任者）企画本部長
2020年4月 同取締役専務執行役員
グループCSO（最高企画責任者）・グループCDTO（最高デジタル・
トランスフォーメーション責任者）企画本部長
2021年4月 同取締役専務執行役員（現任）

23,609株

取締役候補者とした理由

経営企画部長、営業支援部長等を歴任したほか、2017年6月から取締役を務め銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

やま ざき きよ み
山 崎 清 美

1964年12月22日生

新任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1988年4月 当行入行
2014年6月 同佐倉支店長
2016年6月 同ローン営業部長
2017年6月 同営業支援部長
2018年6月 同執行役員 中央支店長兼京成駅前支店長
2019年6月 同執行役員（国内営業担当）
2020年6月 同常務執行役員 本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長
2021年4月 同専務執行役員兼営業本部長
グループCBO（最高営業責任者）（現任）

19,500株

取締役候補者とした理由

営業支援部長、中央支店長兼京成駅前支店長、本店営業部長兼本店営業部幸町特別出張所長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

あわ じ むつみ
淡 路 睦

1966年4月2日生

新任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1989年4月 当行入行
2016年6月 同地方創生部副部長
2018年6月 同地方創生部長
2019年6月 同執行役員 地方創生部長
2020年4月 同執行役員 法人営業部長
2021年4月 同常務執行役員
グループCHRO（最高人事責任者）（現任）

4,888株

取締役候補者とした理由

地方創生部長、法人営業部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

た し ま ゆ う こ
田 島 優 子

1952年7月26日生

再任

社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1979年4月 東京地方検察庁検事
 1992年4月 東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士（現任）
 2006年7月 明治安田生命保険相互会社 社外取締役
 2015年6月 当行社外取締役（現任）
 2015年10月 株式会社九州フィナンシャルグループ 社外監査役（現任）
 2016年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 社外監査役（現任）

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコンプライアンスや法務に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

6

たか やま やす こ
高山靖子

1958年3月8日生

再任

社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1980年4月 株式会社資生堂入社
2006年4月 同お客さまセンター所長
2008年10月 同コンシューマーリレーション部長
2009年4月 同お客さま・社会リレーション部長
2010年4月 同CSR部長
2011年6月 同常勤監査役
2015年6月 同顧問
2015年6月 当行社外取締役（現任）
2015年6月 日本曹達株式会社 社外取締役
2016年6月 三菱商事株式会社 社外監査役（現任）
2017年6月 横河電機株式会社 社外監査役（現任）
2019年6月 コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
（現任）

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

また、同氏は、特にコーポレートガバナンスに関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したため、社外取締役候補者いたしました。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 田島優子氏、高山靖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者2名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
4. 当行は、社外取締役候補者である田島優子氏、高山靖子氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当行は保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行取締役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役坂本友彦、石原一彦は本総会終結の時をもって任期が満了し、監査役福島一嘉は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	きく ち かず ひろ 菊 地 和 博	新任 社外役員
2	たか はし のり かず 高 橋 経 一	新任 社外役員
3	かた やま ゆう いち 片 山 雄 一	新任
4	たか はし わたる 高 橋 渡	新任 社外役員

候補者
番号

1

きく ち かず ひろ
菊 地 和 博

1961年1月14日生

新任

社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1983年4月 大蔵省入省
2011年7月 福岡財務支局長
2012年7月 独立行政法人都市再生機構 理事
2014年7月 内閣審議官
2016年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事
2017年7月 国家公務員共済組合連合会 専務理事
2021年1月 財務省大臣官房付、辞職

0株

社外監査役候補者とした理由

菊地和博氏は、内閣審議官、国家公務員共済組合連合会専務理事等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と行政全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としていたしました。

候補者
番号

2

たか はし のり かず
高 橋 経 一

1961年7月29日生

新任

社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1985年4月 日本銀行入行
2005年7月 同政策委員会室参事役
2008年8月 同岡山支店長
2012年5月 同発券局審議役
2013年11月 同仙台支店長
2015年5月 同情報サービス局長
2016年6月 同退職
2016年6月 (公財) 金融情報システムセンター 常務理事 (現任)
2016年6月 (一社) 金融先物取引業協会 監事 (現任)

0株

社外監査役候補者とした理由

高橋経一氏は、日本銀行の支店長、情報サービス局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としていたしました。

候補者番

3

かた やま ゆう いち
片 山 雄 一

1965年7月29日生

新任

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1988年4月 当行入行
2014年5月 同松ヶ丘支店長
2015年6月 同事務企画部長
2018年6月 同執行役員 システム部長
2021年4月 ちばぎんコンピューターサービス(株) 顧問 (現任)

12,200株

監査役候補者とした理由

片山雄一氏は、事務企画部長、システム部長等を歴任し、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識と経験を有していることから、監査役候補者としたしました。

候補者番

4

たか はし わたる
高 橋 渡

1952年10月31日生

新任

社外役員

略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

1975年4月 千葉県庁入庁
2008年4月 同議会事務局長
2009年4月 同商工労働部長
2010年4月 同総合企画部長
2012年4月 同総務部長
2013年3月 退職
2013年4月 千葉県副知事
2021年4月 千葉県副知事 退任

0株

社外監査役候補者とした理由

千葉県副知事等を歴任し培った豊富な行政等に関する見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が期待できることから、社外監査役候補者としたしました。

独立性に関する補足説明

当行は、高橋渡氏が副知事を務めていた千葉県との間で指定金融機関としての取引や預金・貸出金等の取引があります。上記の取引は一般的な取引であること、当行の連結業務粗利益に占める利益の割合は1%未満であること等から、同氏の社外監査役としての独立性は十分に確保されています。

-
- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者である高橋経一氏は、2021年6月に（公財）金融情報システムセンター常務理事及び（一社）金融先物取引業協会監事を退任する予定であります。
3. 菊地和博氏、高橋経一氏、高橋渡氏は、社外監査役候補者であります。
4. 菊地和博氏、高橋経一氏、高橋渡氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
5. 当行は、社外監査役候補者である菊地和博氏、高橋経一氏、高橋渡氏の選任が承認された場合、各氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当行は保険会社との間で、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該契約は、当行監査役を含む被保険者の業務執行に起因した第三者訴訟、或いは株主代表訴訟により負担する損害賠償金、争訟費用の損害をてん補することとしております。

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近^(注1)において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ①当行を主要な取引先^(注2)とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ②当行の主要な取引先^(注3)またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④当行を主要な取引先^(注2)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥当行の主要株主^(注4)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦次に掲げる者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者^(注6)
 - A. 上記①～⑥に該当する者
 - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の取締役の報酬等の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすること、及び、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬を、上記報酬枠とは別枠で、年額140百万円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度に代えて、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額140百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本議案の承認可決を条件として、現行のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬制度を廃止することとし、ストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないものといたします。また、対象取締役に付与済であるストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本制度が導入されることを条件として、対象取締役において権利放棄することといたします。

このため、本事業年度においては、ストックオプションとしての新株予約権からの移行措置として、対象取締役が放棄した新株予約権の目的である株式数（694,300株）と同数の譲渡制限付株式を付与するための報酬を、上記の譲渡制限付株式を付与するための報酬とは別枠で、年額959百万円以内とし、本事業年度に係る報酬枠は合計1,099百万円以内といたします。これは過年度において対象取締役に対して既に付与されたものであり、実質的には新たな報酬を付加するものではありません。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当行の普通株式の総数は年500,000株以内といたします。なお、前述のとおり、本事業年度においては、ストックオプションとしての新株予約権からの移行措置として、総数694,300株を上限として別途設定いたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当行の

普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当行の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当行の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当行の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、役務提供期間中、継続して、当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行の役職員のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。

(参考) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

変 更 前	変 更 後
<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。</p> <p>2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視する観点から、業績連動報酬等は導入していないが、株主目線での経営強化、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を高めるため、株式型報酬ストックオプション制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。</p> <p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝80：20とする。</p>	<p>3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）</p> <p>当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。</p> <p>4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針</p> <p>取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。</p> <p>なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で決議する。</p>	<p>5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項</p> <p>個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。</p>

以 上